

平成 31 (令和元) 年版 交通安全概要



船橋市

市民生活部市民安全推進課

はじめに

平成 31（令和元）年中における本市の交通事故発生件数は 1,469 件、負傷者数は 1,674 人、交通事故死者数は 11 人で、第 10 次船橋市交通安全計画（平成 28 年度から令和 2 年度）における抑止目標「年間死者数 5 人以下・負傷者数 1,600 人以下」をいずれも達成することができませんでした。

しかしながら、高速道路での交通事故を含めた過去 10 年間の本市の交通事故発生件数は、平成 22 年と比較すると平成 31（令和元）年は約 32.7%減少しています。

こうした情勢を踏まえ、第 10 次船橋市交通安全計画に基づき、今後も交通管理者である警察をはじめ、各関係機関・団体と連携し、交通事故防止を図って参ります。

この「平成 31（令和元）年版交通安全概要」は、平成 31（令和元）年中における本市の交通事故の統計分析、交通安全広報啓発及び教育活動の実施状況などを取りまとめたものです。交通安全活動の分野で多くの皆様に活用していただければ幸いです。

令和 2 年 1 2 月

船橋市市民生活部市民安全推進課

目次

第1 交通事故

1. 全国及び千葉県の交通事故発生状況.....	1
2. 市内の交通事故発生状況.....	2
3. 歩行者の交通事故発生状況.....	3
4. 自転車の交通事故発生状況.....	4
5. 二輪車の交通事故発生状況.....	5
6. 子供の交通事故発生状況.....	6
7. 高校生の交通事故発生状況.....	7
8. 若者の交通事故発生状況.....	8
9. 高齢者の交通事故発生状況.....	9

第2 交通安全対策の推進

第10次船橋市交通安全計画の体系.....	10
1. 船橋市交通安全対策会議.....	11
2. 交通安全啓発活動.....	12
3. 交通安全教育.....	14
4. 船橋市交通安全指導員.....	14
5. 第10次船橋市交通安全計画関係課の平成31(令和元)年度における交通安全対策.....	15
6. 交通安全施設の整備.....	21
7. 決議.....	21

用語の意義

本書における用語等の意義は、次のとおりです。

- 「**交通事故**」とは、道路交通法第 2 条に定める道路において、車両等及び列車の交通によって起された、人の死亡又は負傷のあった事故をいう。
- 「**死者**」とは、交通事故の発生から 24 時間以内に死亡した人をいう。
- 「**重傷**」とは、交通事故によって負傷し、30 日以上の治療を要する人をいう。
- 「**軽傷**」とは、交通事故によって負傷し、30 日未満の治療を要する人をいう。
- 「**第一当事者**」とは、最初に交通事故に関与した車両等（列車を含む）の運転者又は歩行者のうち、当該交通事故における過失が重い者をいい、また過失が同程度の場合には、人身損傷程度が軽い者をいう。
- 「**第二当事者**」とは、過失がより軽い者をいい、また過失が同程度の場合には人身損傷程度が重い者をいう。（第一当事者、第二当事者以外の当事者については、第一当事者、第二当事者に準じ、順次第三当事者、第四当事者等という。）
- 「**子供の交通事故**」とは、幼児、小学生及び中学生の関係した事故をいう。
- 「**高齢者の交通事故**」とは、年齢 65 歳以上の者が関係した事故をいう。
- 「**歩行者**」とは、道路を歩行中又は走っている人（路上作業中の人、路上遊戯中の人、路上にたたずんでいる人等を含む）をいう。
- 「**若者**」とは、高校生を含む 24 歳以下の人（子供は含まず）をいう。
- 「**昼**」とは、日の出から日没までをいう。
- 「**夜**」とは、日没から日の出までをいう。

※表中、車両区分は道路交通法と道路運送車両法における表記を併用している。

※交通事故統計資料については、特に断りのない限り高速道路等における高速隊が扱う事故は含まない。

※構成率に関しては、統計処理上 100%にならないことがある。

第1 交通事故

1. 全国及び千葉県の交通事故発生状況

平成31（令和元）年中の全国の交通事故発生状況は、

発生件数 381,237件（前年比 -49,364件 -11.5%）

死者数 3,215人（前年比 -317人 -9.0%）

負傷者数 461,775人（前年比 -64,071人 -12.2%）

であり、前年に比べ発生件数、死者数、負傷者数全て減少しました。

平成31（令和元）年中の千葉県の交通事故発生状況は、

発生件数 16,476件（前年比 -898件 -5.2%）

死者数 172人（前年比 -14人 -7.5%）

負傷者数 19,904人（前年比 -1,256人 -5.9%）

であり、前年に比べ、発生件数、死者数、負傷者数の全てが減少しました。

千葉県の全国における多発順位は、発生件数9位、死者数1位、負傷者数9位です。

1) 過去10年間の交通事故発生状況（高速道路での交通事故発生分を含む）

年別	区分	船橋市		千葉県		全 国	
		件数	指数	件数	指数	件数	指数
平成22年		2,209	100	25,935	100	725,924	100
平成23年		1,937	88	23,406	90	692,084	95
平成24年		1,902	86	22,950	88	665,157	92
平成25年		1,876	85	21,479	83	629,033	87
平成26年		1,684	76	19,705	76	573,842	79
平成27年		1,617	73	18,650	72	536,899	74
平成28年		1,703	77	18,022	69	499,201	69
平成29年		1,738	79	18,030	70	472,165	65
平成30年		1,686	76	17,374	67	430,601	59
平成31(令和元)年		1,494	68	16,476	64	381,237	53

指数：平成22年を100とした時の各年の割合

2) 近隣市の交通事故発生状況（高速道路での交通事故発生分を除く）

市名	区分	発生件数	死者数	負傷者数
船橋市		1,469	11	1,674
千葉市		2,574	14	3,089
習志野市		318	3	368
八千代市		483	1	573
鎌ヶ谷市		205	1	243
市川市		1,147	5	1,330
松戸市		1,229	4	1,402
柏市		1,158	6	1,336
市原市		889	13	1,064
浦安市		364	3	434

2. 市内の交通事故発生状況

平成31（令和元）年中の市内の交通事故発生状況は、

発生件数 1,469件（前年比 -187件 -11.3%）

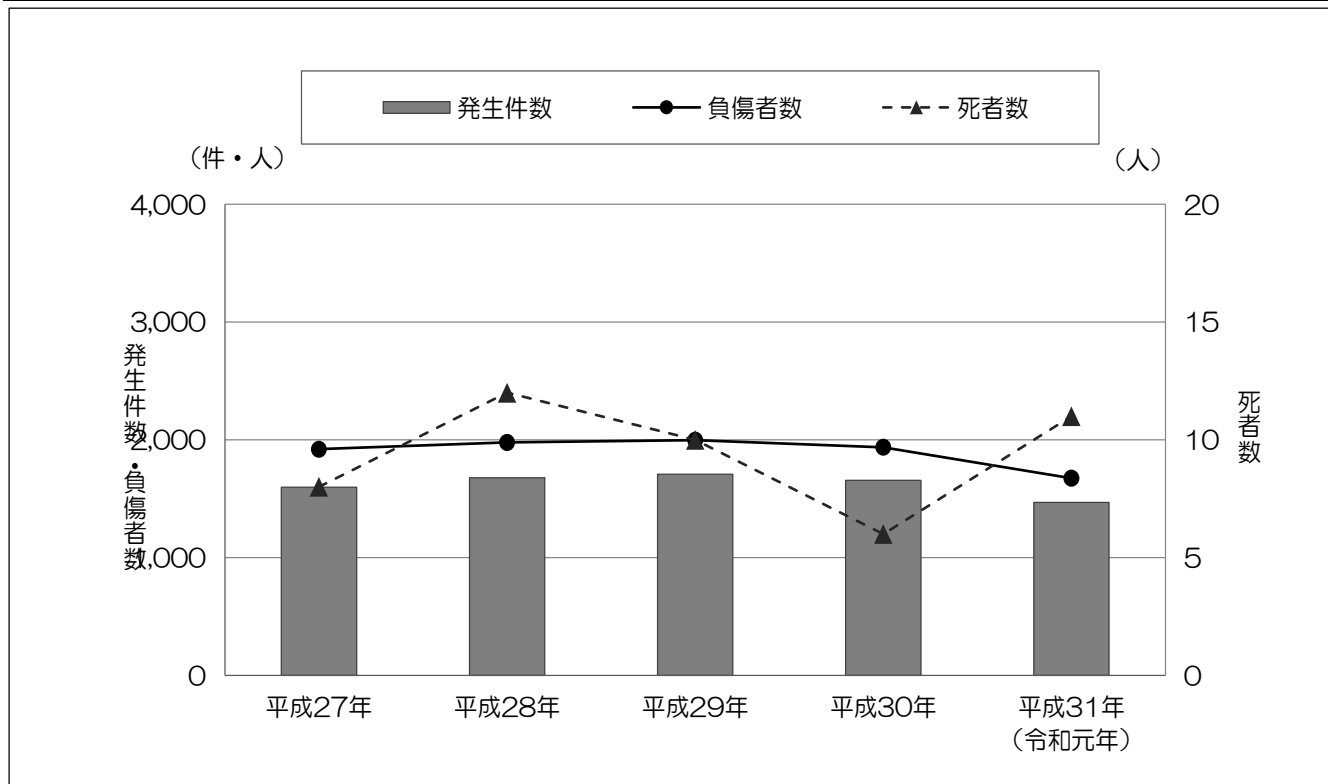
死者数 11人（前年比 +5人 +45.5%）

負傷者数 1,674人（前年比 -263人 -15.7%）

であり、前年に比べ発生件数、負傷者数は減少しましたが、死者数は増加しました。

1) 過去5年間の交通事故発生状況

年別	発生件数	死傷者数		人口千人 当たり 死傷者数	人口
		死者数	負傷者数		
平成27年	1,598	8	1,920	3.1	622,823
平成28年	1,677	12	1,978	3.2	627,073
平成29年	1,708	10	1,997	3.2	631,973
平成30年	1,656	6	1,937	3.1	635,947
平成31年 (令和元年)	1,469	11	1,674	2.6	639,107



3. 歩行者の交通事故発生状況

平成31（令和元）年中の市内の歩行者の交通事故発生状況は、

発生件数 322件（前年比 -10件 -3.0%）

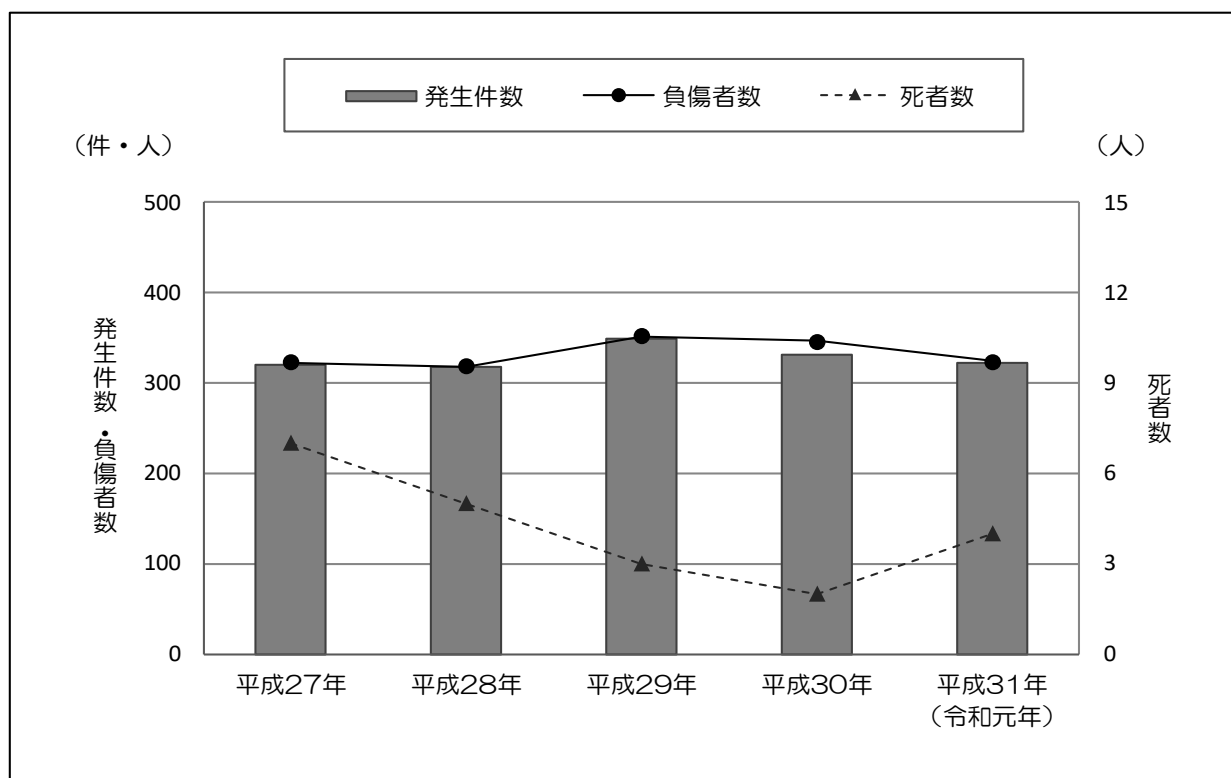
死者数 4人（前年比 +2人 +100%）

負傷者数 324人（前年比 -22人 -6.4%）

であり、全事故発生件数の21.9%を占めています。前年に比べ発生件数、負傷者数は減少しましたが、死者数は増加しました。違反のある事故原因については「飛び出し」が最も多くなっています。

1) 過去5年間の歩行者の交通事故発生状況

年別	発生件数	死傷者数		
		死者数	負傷者数	
平成27年	321	7	323	
平成28年	318	5	319	
平成29年	349	3	352	
平成30年	332	2	346	
平成31年 (令和元年)	322	4	324	



4. 自転車の交通事故発生状況

平成31（令和元）年中の市内の自転車の交通事故発生状況は、

発生件数 447件（前年比 -89件 -16.6%）

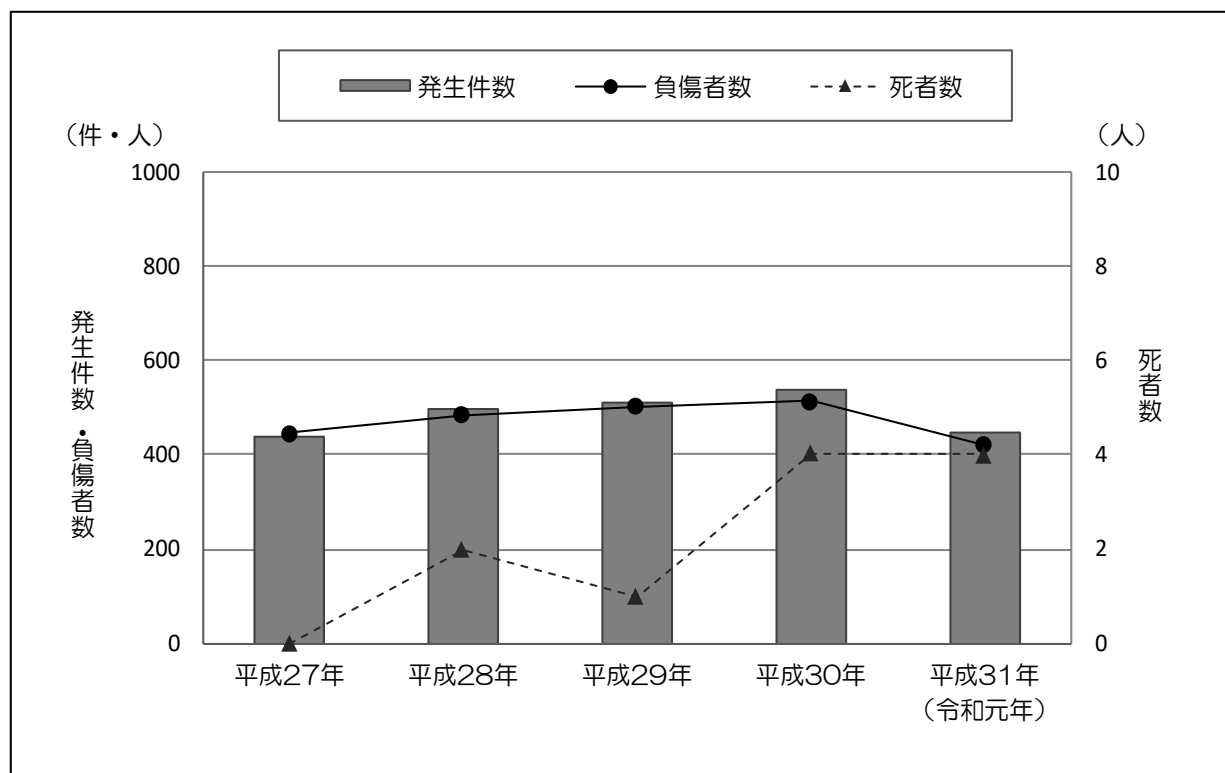
死者数 4人（前年比 ±0人 ±0%）

負傷者数 421人（前年比 -93人 -18.1%）

であり、全事故発生件数の30.4%を占めています。前年に比べ、発生件数、負傷者数は減少しましたが、死者数は同数でした。主な事故原因（第一当事者）は「安全不確認」が最も多くなっています。

1) 過去5年間の自転車の交通事故発生状況

年別	発生件数	死傷者数		
		死者数	負傷者数	
平成27年	440	0	447	
平成28年	495	2	487	
平成29年	513	1	504	
平成30年	536	4	518	
平成31年 (令和元年)	447	4	425	



5. 二輪車の交通事故発生状況

平成31（令和元）年中の市内の二輪車の交通事故発生状況は、

発生件数 282件（前年比 -33件 -10.5%）

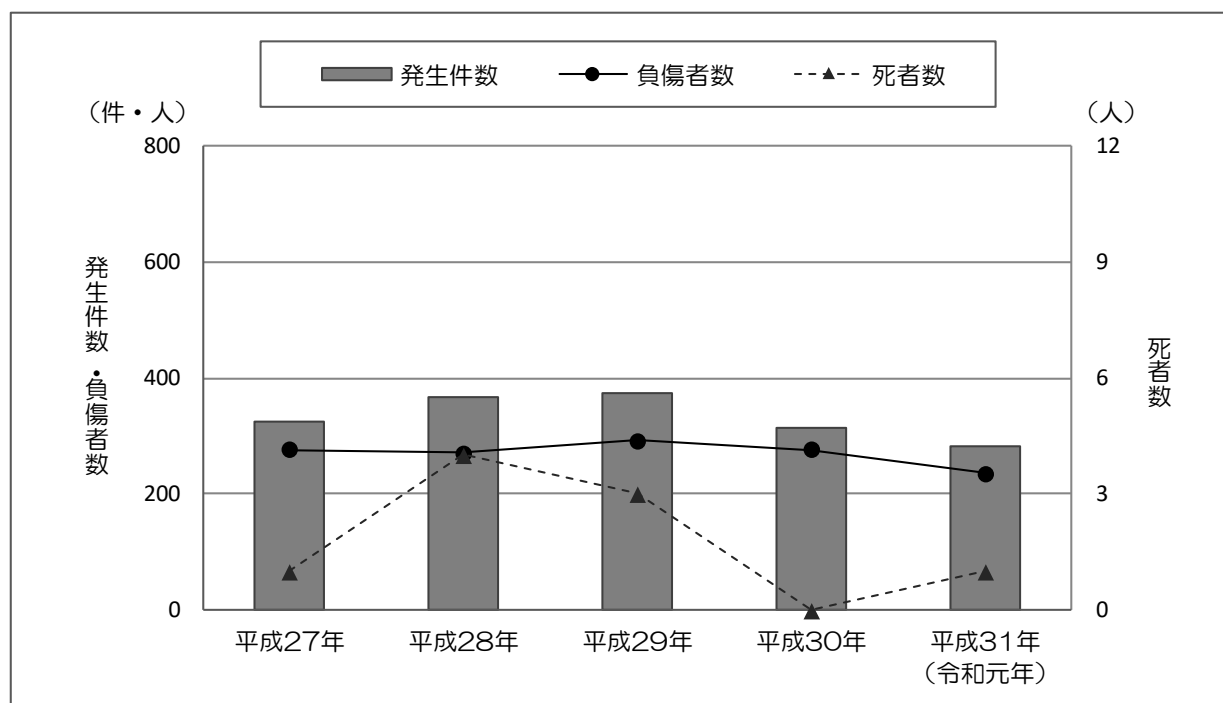
死者数 1人（前年比 +1人）

負傷者数 235人（前年比 -42人 -15.2%）

であり、全事故発生件数の19.2%を占めています。前年に比べ、発生件数、負傷者数は減少しましたが、死者数は増加しました。主な事故原因（第一当事者）は「安全不確認」が最も多くなっています。

1) 過去5年間の二輪車の交通事故発生状況

年別	発生件数	死傷者数		
		死者数	負傷者数	
平成27年	325	1	276	
平成28年	366	4	271	
平成29年	375	3	293	
平成30年	315	0	277	
平成31年 (令和元年)	282	1	235	



6. 子供の交通事故発生状況

平成31（令和元）年中の市内の子供（中学生以下）が関係した交通事故発生状況は、

発生件数 106件（前年比 +3件 +2.9%）

死者数 1人（前年比 +1人）

負傷者数 135人（前年比 -15人 -10.0%）

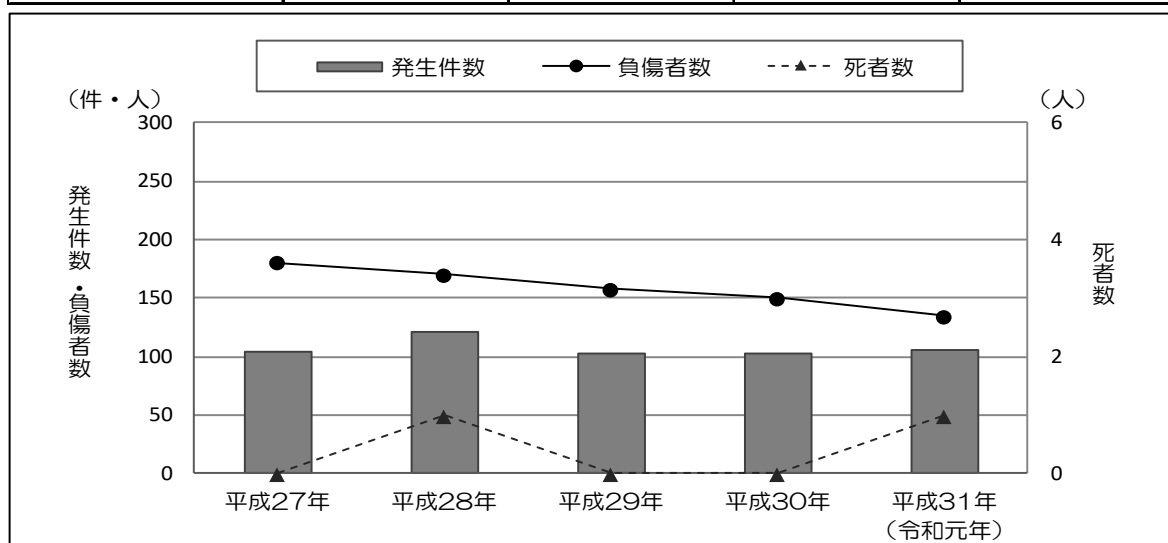
であり、全事故発生件数の7.2%を占めています。前年に比べ負傷者数は減少しましたが、発生件数、死者数は増加しました。状態別死傷者数をみますと、幼児、小学生は「歩行中」、中学生は「自転車乗車中」が最も多くなっています。

1) 年代別子供の交通事故発生状況

区分 \ 年代別	幼児	小学生	中学生	合計
発生件数	13	66	27	106
死者数	1	0	0	1
負傷者数	32	74	29	135

2) 過去5年間の子供の交通事故発生状況

年別 \ 区分	発生件数	死傷者数	
		死者数	負傷者数
平成27年	104	0	180
平成28年	121	1	170
平成29年	103	0	158
平成30年	103	0	150
平成31年 (令和元年)	106	1	135



7. 高校生の交通事故発生状況

平成31（令和元）年中の市内の高校生が関係した交通事故発生状況は、

発生件数 67件（前年比 -17件 -20.2%）

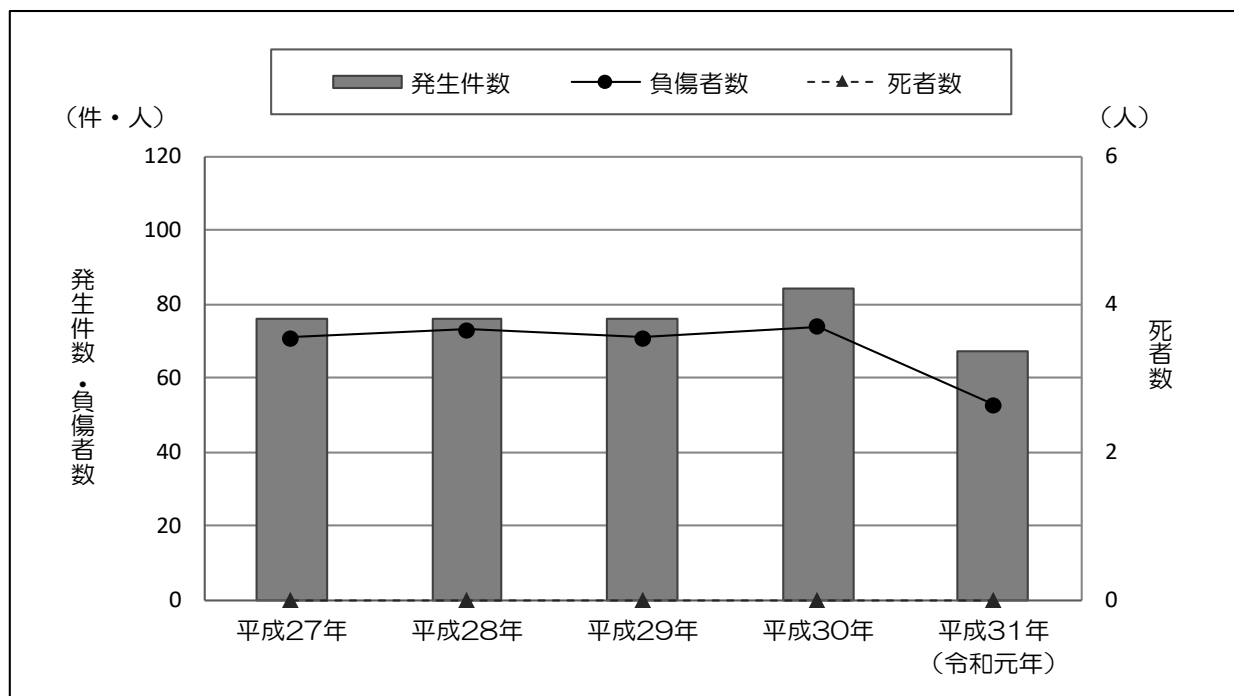
死者数 0人（前年比 ±0人 ±0.0%）

負傷者数 53人（前年比 -21人 -28.4%）

であり、全事故発生件数の3.6%を占めています。前年に比べ発生件数、負傷者数は減少しました。主な事故原因（第一当事者）は「安全不確認」が最も多くなっています。

1) 過去5年間の高校生の交通事故発生状況

年別	発生件数	死傷者数		
		死者数	負傷者数	
平成27年	76	0	71	
平成28年	76	0	73	
平成29年	76	0	71	
平成30年	84	0	74	
平成31年 (令和元年)	67	0	53	



8. 若者の交通事故発生状況

平成31（令和元）年中の市内の若者が第一当事者の交通事故発生状況は、

発生件数 166件（前年比 -17件 -9.3%）

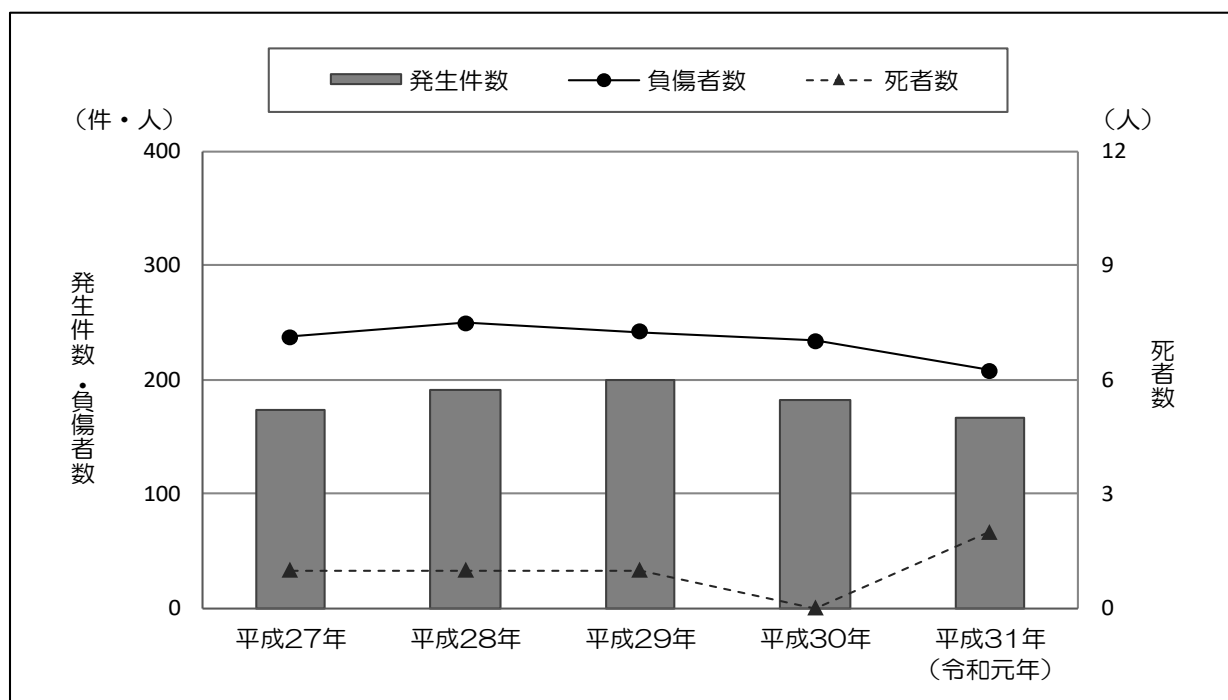
死者数 2人（前年比 +2人 ）

負傷者数 208人（前年比 -26人 -11.1%）

であり、全事故発生件数の11.3%を占めています。前年に比べ、発生件数、負傷者数は減少しましたが、死者数は増加しました。主な事故原因（第一当事者）については「安全不確認」が最も多くなっています。

1) 過去5年間の若者が第一当事者の交通事故発生状況

年別	発生件数	死傷者数	区分	
			死者数	負傷者数
平成27年	174	238	1	237
平成28年	191	25	1	250
平成29年	199	243	1	242
平成30年	183	234	0	234
平成31年 (令和元年)	166	210	2	208



9. 高齢者の交通事故発生状況

平成31（令和元）年中の市内の高齢者が関係した交通事故発生状況は、

発生件数 482件（前年比 -61件 -11.2%）

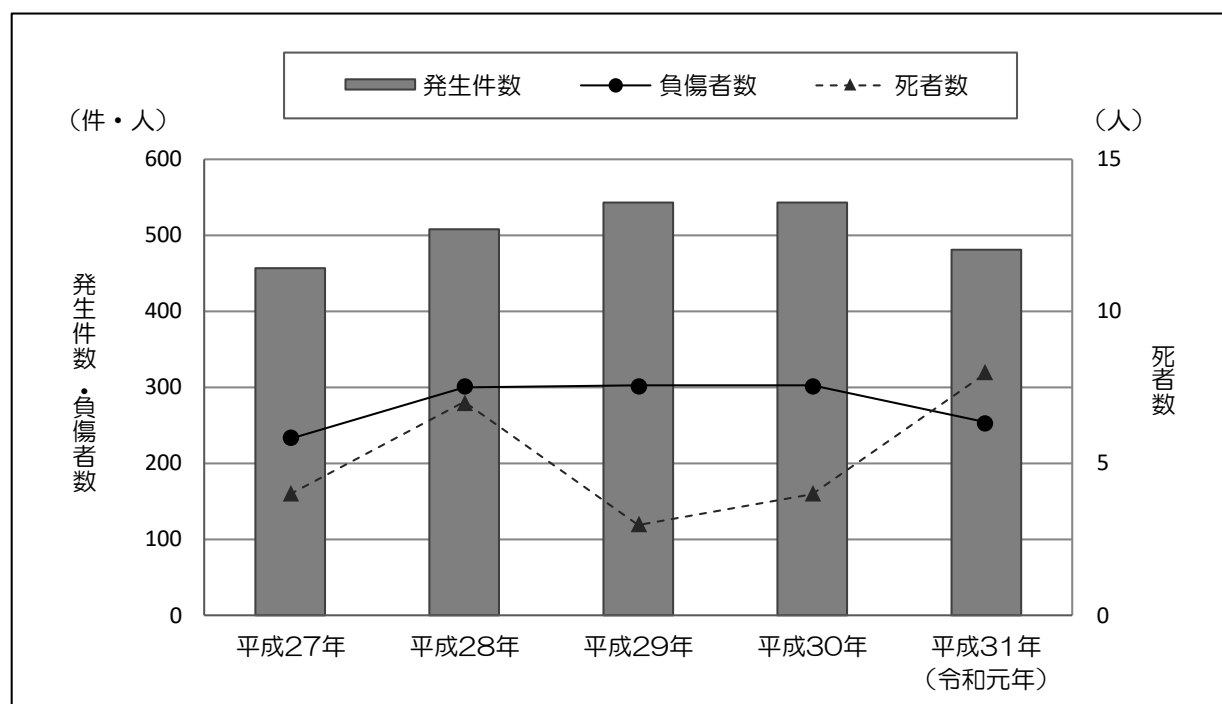
死者数 8人（前年比 +4人 +100%）

負傷者数 254人（前年比 -48人 -15.9%）

であり、全事故発生件数の32.8%を占めています。前年に比べ発生件数、負傷者数は減少しましたが、死者数は増加しました。主な事故原因は第一当事者においては「安全不確認」が最も多くなっています。

1) 過去5年間の高齢者の交通事故発生状況

年別	発生件数	死傷者数		
		死者数	負傷者数	
平成27年	456	4	233	237
平成28年	507	7	300	307
平成29年	544	3	302	305
平成30年	543	4	302	306
平成31年 (令和元年)	482	8	254	262



第2 交通安全対策の推進

≪第10次船橋市交通安全計画の体系≫

【計画の基本的考え方】

交通安全先進都市「ふなばし」の実現と「交通事故のない、安全で安心して暮らせる船橋市」を目指す

- 1 歩行者等の交通安全意識の向上、自転車利用者へのルールとマナーの徹底及び市民一人ひとりへの交通安全教育・普及啓発活動の充実

I 道路交通の安全

【目標】令和2年度までに

- 1 交通事故死者数 5人以下
- 2 交通事故負傷者数 1,600人以下

【対策の5つの視】

- | | |
|---------------------|------------------------|
| 1 高齢者・子供の安全確保 | 4 地域でつくる交通安全の推進 |
| 2 歩行者・自転車の安全確保 | 5 交通実態を踏まえたきめ細やかな対策の推進 |
| 3 生活道路・幹線道路における安全確保 | |

【施策の4つの柱】

- 1 市民一人ひとりの交通安全意識の醸成
 - (1) 市民参加でつくる交通安全の推進
 - (2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
 - (3) 自転車の安全利用の推進
 - (4) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
 - (5) 交通安全教育推進の支援

- 3 救急・救助体制の整備
 - (1) 救急・救助体制の整備・充実
 - (2) 救急医療体制の整備

- 4 被害者支援の推進
 - (1) 交通事故相談の充実

2 道路交通環境の整備

- (1) 人優先のみちづくりによる交通安全対策の推進
- (2) 道路ネットワーク等の整備
- (3) 交通安全施設の整備等
- (4) 効果的な交通規制の促進
- (5) 地域住民等と一体となった道路交通環境の整備
- (6) 効果的で重点的な事故対策の推進
- (7) 安全で円滑・快適な道路交通環境の整備
- (8) 公共交通の利用環境整備による過度な自動車利用の抑制
- (9) 総合的な駐車対策の推進
- (10) 交通安全に寄与する環境の整備

II 鉄道交通の安全

- (1) 救急・救助体制の整

III 踏切道における交通の安全

- (1) 踏切道の構造改良の促進

1. 船橋市交通安全対策会議

船橋市交通安全対策会議は、市の交通安全計画を作成し、及びその実施を推進させるために交通安全対策基本法(昭和 45 年法律第 110 号)第 18 条第 1 項に基づき設置しています。

この会議の組織については、船橋市交通安全基本条例（平成 13 年船橋市条例第 16 号）により定められており、市長を会長に、関係行政機関及び民間団体の代表者等で構成されています。

会 長	適 用
船橋市長	条例第 6 条第 3 項
委 員	適 用
船橋警察署長	条例第 6 条第 4 項第 1 号 (関係行政機関の職員)
船橋東警察署長	
千葉県葛南土木事務所長	
一般社団法人船橋交通安全協会会長	条例第 6 条第 4 項第 2 号 (民間団体の代表者)
船橋東交通安全協会会長	
船橋地区安全運転管理者協議会会長	
船橋東地区安全運転管理者協議会会長	
船橋地域交通安全活動推進委員協議会会長	
船橋東地域交通安全活動推進委員協議会会長	条例第 6 条第 4 項第 3 号 (交通に関する事業を営む者)
京成バス(株)業務部部长	
船橋新京成バス(株)鎌ヶ谷営業所所長	
千葉県タクシー協会京葉地区中央地区委員会委員長	
千葉県トラック協会船橋支部長	条例第 6 条第 4 項第 4 号 (市の住民)
船橋市自治会連合協議会会長	
船橋市老人クラブ連合会会長	
船橋市少年少女団体連絡協議会会長	条例第 6 条第 4 項第 5 号 (市の職員)
学校教育部長	
道路部長	
都市整備部長	
市民生活部長	

2. 交通安全啓発活動

1) 交通安全運動

本市では、春と秋の全国交通安全運動を中心に、様々な交通安全啓発活動を、警察署をはじめとする関係機関と協力して実施しています。特に各季節の交通安全運動期間中には、街頭キャンペーン等による市民への呼びかけ、パンフレット・ポスター・懸垂幕・広報紙等によるPRなど、種々の施策を行い、広く市民に交通安全思想の普及を図っています。

① 平成31（令和元）年度交通安全運動実施状況

交通安全運動ごとに実施

- ・周知文書の配布
- ・懸垂幕、横断幕の掲示
- ・庁内放送
- ・本庁舎内モニター
- ・市ホームページへの掲載
- ・ふなばし安全・安心メールの配信
- ・啓発ポスターの掲示及びチラシの配置
- ・市広報紙への掲載
- ・飲酒運転根絶キャンペーン、自転車安全利用街頭指導キャンペーン

その他

- ・春の全国交通安全運動フェスティバル（北習志野駅前通り商店街、5月11日実施）
交通安全パレード、市立習志野台中学校吹奏楽部演奏会、白バイ・パトカー等乗車体験など



- ・秋の全国交通安全運動キャンペーン（船橋駅北口おまつり広場、9月23日実施）
市立法田中学校吹奏楽部パフォーマンス、交通安全グッズ無料配布など



2) その他交通安全運動の実施状況

① シートベルト着用推進キャンペーン

毎月 10 日は千葉県交通安全条例第 3 条に定められている交通安全の日「アクション 10」です。所轄の警察署や関係機関と合同で「シートベルト着用推進キャンペーン」を実施し、シートベルト着用率を向上させ、自動車事故による死傷者の減少と被害の軽減を図ることを目的としています。



② 「交通事故死ゼロを目指す日」

4 月 10 日・9 月 30 日は「交通事故死ゼロを目指す日」です。警察や関係機関と街頭啓発等を実施することにより、交通安全に対する市民の更なる意識の向上を図り、交通事故発生の抑止を促します。



③ スマート・サイクルちば「マナーアップ隊」の実施

高校生が自ら「自転車マナーアップ隊」を結成し、街頭にて交通安全指導を行うことなどにより交通安全意識を醸成するとともに、自転車を運転する際のルールとマナーを向上させ、自転車事故の減少を図ることを目的に、毎月 15 日の「自転車安全の日」を中心に県立船橋法典高校において活動を実施しました。



③ 高齢者交通事故防止対策

交通安全意識の高揚及び高齢者が関わる交通事故の防止と被害の軽減を図ることを目的に、各老人クラブの交通安全担当者を「船橋市老人クラブ交通安全指導員（シルバーリーダー）」として委嘱し（委嘱状交付クラブ 217）、研修会を開催しています。シルバーリーダーがその研修内容等を各所属老人クラブにおいて周知することによって、地域の高齢者への交通安全の啓発を行っています。

平成 31（令和元）年度の研修会は台風のため中止となりました。

3. 交通安全教育

1) 交通安全教室

本市では警察署をはじめとする関係機関・団体と連携し、交通ルールやマナーを身につけるための交通安全教室を実施しています。保育園・幼稚園・認定こども園・小学校においては、交通安全教育ビデオ・パネルシアター等の視聴覚教育及び模擬道路による正しい道路の横断の仕方・信号機の見方・自転車の安全な乗り方など日常生活に必要な実技指導を行っています。



また、公民館や老人クラブの会合等に出向いて「高齢者交通安全教室」を実施し、交通安全を呼び掛けています。

	保育園 幼稚園 認定こども園		小学校		高齢者		その他 (企業、外国人、親子)		合計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
平成27年度	98	12,064	96	10,633	8	232	9	286	211	23,215
平成28年度	99	11,489	99	11,210	8	284	8	265	214	23,248
平成29年度	114	11,779	100	11,206	17	495	8	221	239	23,701
平成30年度	123	12,398	100	11,276	14	634	7	156	244	24,464
平成31(令和元)年度	121	11,450	100	10,904	10	665	5	518	236	23,537

※小学校は歩行交通安全教室と自転車交通安全教室を、それぞれ1回として計上。

2) スケアード・ストレイト自転車交通安全教室

スタントマンによるリアルな交通事故再現を取り入れた自転車交通安全教室を平成25年度より実施しています。平成31(令和元)年度も小室中学校をはじめ9校にて実施しました。

4. 船橋市交通安全指導員

船橋市交通安全基本条例(平成13年船橋市条例16号)に基づき、児童、生徒、高齢者等に対する交通安全教育を推進するため、本市における交通安全の確保及び交通安全教育・指導を図る「船橋市交通安全指導員」を設置し、交通安全教室等の啓発活動を積極的に行っています。

5. 第10次船橋市交通安全計画関係課の平成31（令和元）年度における交通安全対策

1) 市民の声を聞く課

①交通事故相談の充実

交通事故相談件数として、法律相談 23 件、生活相談 9 件、千葉県交通事故巡回相談 76 件を実施しました。

2) 健康政策課

①救急医療体制の充実

夜間休日急病診療所は、平成 24 年 4 月 1 日から市が開設者となり、指定管理者として公益財団法人船橋市医療公社が管理運営を行っています（平成 31（令和元）年度 一般 2,417 人 小児 10,608 人 患者数合計 13,025 人）。

救急医療機関ネットワークに参加している 11 医療機関において、初期診療の後方待機病院として 365 日確保できる体制を引き続き確立しています（平成 31（令和元）年度 患者数 11,683 人）。

3) 都市整備課

①自転車等駐車場の整備

西船橋駅第 10 自転車等駐車場増設工事(2 期工事)、船橋駅第 12 自転車等駐車場機械化工事、船橋法典駅第 7 自転車等駐車場拡張工事、津田沼駅第 4 自転車等駐車場仮設駐輪場設置工事を実施しました。

②自転車等の放置禁止区域の指定

平成 31（令和元）年度は新規の放置禁止指定を行っていません。

③街頭指導員の配置

放置状況により、街頭指導員を固定・巡回配置し、自転車等放置防止の街頭指導を行いました。

④放置自転車等の撤去・移送

年間 612 回、6,494 台の放置自転車等を撤去し、歩行者の安全確保等に努めました。

⑤自転車等放置防止の啓発

10 月 17 日に JR 津田沼駅北口、10 月 23 日に JR 船橋駅南口で放置自転車防止の街頭啓発を実施しました。

4) 公園緑地課

①街区公園等の整備

86 箇所の都市公園（うち街区公園が 80 箇所）を整備しました。

また、都市公園等 27 箇所をボール遊びのできる施設として、ルールを整理し、パンフレット等により、小中学生を中心に周知しました。

5) 道路計画課

①信号機等の設置及び改良の促進

②地域の特性に応じた交通規制の促進

横断歩道 3 箇所（新設 2 箇所、移設 1 箇所）を設置しました。

③交通事故多発箇所の共同現地診断

船橋警察署管内 1 箇所、「右折車（左折車）は横断者に注意（各 1 枚）」の注意看板を設置しました。

船橋東警察署管内 1 箇所、路面標示の新設・変更を行いました。また、安全施設の新設・変更を行いました。

④大規模事業等の対策の推進

開発事業 92 件、大規模小売店舗建設 5 件

⑤公共交通の利用環境整備による過度な自動車利用の抑制

新京成線前原駅において、多機能トイレ、音声・音響案内の整備を実施しました。

⑥駐車場等の整備

駐車場整備地区内において、不特定多数の集客が見込まれる店舗・事務所等の建築物の建築（新築・改築）に際し、船橋市建築物における駐車施設の附置等に関する条例により、駐車場を適切に附置するよう、1 件の申請について指導を行いました。

6) 道路管理課

①道路の使用及び占用の適正化について

平成 31（令和元）年度の道路占用申請、道路工事施工承認等許可数：4,189 件

J R 船橋駅周辺 不法占用パトロール(昼間・夜間)⇒計 49 回

J R 船橋駅・J R 西船橋駅周辺 屋外広告物パトロール⇒計 10 回

②道路の掘り返しの抑制について

道路工事連絡調整会議を毎月実施しました。

7) 道路維持課

①ユニバーサルデザインによる歩行空間の整備

歩道バリアフリー化延長：L = 1659.8m

②通学路等の整備

18 小学校（南本町小学校、峰台小学校、芝山東小学校、八木が谷北小学校、薬円台南小学校、二和小学校、西海神小学校、行田西小学校、高郷小学校、二宮小学校、高根東小学校、中野木小学校、夏見台小学校、行田東小学校、小栗原小学校、湊町小学校、金杉台小学校、海神小学校）。

③災害発生等に備えた安全の確保

橋梁耐震化 2 橋（うち 1 橋については、下部工を平成 31（令和元）年度から令和 3 年度の間の事業として実施中、上部工を令和 4 年度から令和 5 年度において実施予定）

④交差点カーブ対策の実施

ドット線の設置：63 箇所、クロスマークの設置：12 箇所、T 字マークの設置：60 箇所、

⑤夜間事故防止対策の推進

区画線の設置：10,269.3m

自発光鋸：2 箇所

⑥道路法に基づく通行の禁止又は制限

台風等の異常気象等により通行が危険であると認められる場合に通行の禁止又は制限を実施しました。

8) 道路建設課

①歩道及び自転車走行空間の整備

歩道整備延長 479m、自転車通行帯整備延長 2,219m

②生活道路における交通安全対策の推進

ゾーン 30 1 地区（飯山満町地区区域拡大）

生活道路の安全対策（市内一円）

④ 道路の新設

都市計画道路 3・3・7 号線、都市計画道路 3・4・25 号線ほか 3 路線の整備に向け、事業用地を取得

④コミュニティ道路の整備

市道 14-073 号線（山口横丁）90m区間を整備中

⑤改良等に併せた歩道等の整備

バス待ち施設（上屋・ベンチの整備）1 箇所（青山病院前）

⑥交通安全施設の整備

防護さく 323m

⑦道路交通環境整備への住民参加の促進

ゾーン 30 整備 飯山満町地区 工事説明会

⑧地域住民等と連携した対策の展開

ゾーン 30 1 地区（飯山満町地区区域拡大）

⑨わかりやすい道路標識等の整備

ゾーン 30 の路面標示 13 箇所

⑩自転車通行空間の整備等

自転車通行空間の整備延長 2,219m

9) 消防局警防指令課

①救急・救助隊員の教育訓練の実施

平成 31（令和元）年度に消防訓練センターを開設し、より高度な訓練が可能となったことから、救助技術・知識の習熟を図ることができました。

②鉄道交通の安全（救急・救助体制の整備）

京成電鉄株式会社の職員に対し訓練視察を実施し、災害時の連携について意識の共有を図ることができました。

10) 消防局救急課

①救急・救助体制の整備・充実

救急救命士の運用隊の配備については、全 15 隊に配備しております。

②市民に対する応急手当の普及啓発の推進

普通救命講習等の各種講習会の開催実績は、75 回、延べ 1,331 人の方が受講しました。また、応急手当に関するリーフレットについては、3,000 枚配布し広報活動行いました。

③救急・救助資機材等の整備

救急車 3 台の更新を行いました。

④救急救命士の養成・配置等の推進

救急救命士の養成については、3 名の養成を行い、各救急隊に配置しました。また、救急救命士の処置範囲拡大により可能となった薬剤投与は 8 名、気管挿管については 2 名が実習を修了し、認定を受けました。

⑤救急・救助隊員の教育訓練の充実

ドクターカー連絡協議会及び教育計画に基づき各種教育研修実施しました。

⑥高速自動車国道等における救急・救助体制の整備・充実

高速自動車国道等における交通事故については、救急活動に支障が生じないように、警備隊との連携による（PA 連携）活動により、負傷者の救護及び二次災害防止を図り、円滑な救急・救助体制を構築しました。

1 1) 医療センター総務課

①船橋市立医療センターの機能充実

超音波手術器や心臓マッサージシステムなどの高度医療機器を新たに導入するとともに、MR 装置のアップグレード及び X 線透視診断装置を更新することで、救命救急センターとしての機能を維持しています。また、消防局、船橋医師会との協力のもとで 24 時間 365 日体制のドクターカーの運用を推進しました。

年間救急車搬送は 4,422 件、救急患者数は 15,308 人を受け入れました。また、船橋市救急合同カンファレンスや近隣医師を対象とした講習会を通じて、地域医療機関との連携を強化しています。

1 2) 保健体育課

①児童及び生徒に対する交通安全教育

小学校においては、市民安全推進課と連携し交通安全指導員による交通安全教室（歩行・自転車指導）を、市内 50 校を対象に実施しました。

中学校においては、市民安全推進課にて、スクエアード・ストレイト自転車交通安全教室を市内 9 校で実施しました。

平成 31（令和元）年度の交通事故の発生状況は 31 件（事故報告書提出分）となっており、前年度と同数となっています（加害者の不注意が 4 件）。

②通学路等の整備

船橋市通学路安全プログラムに基づき、定期合同点検を小学校 9 校の要望箇所について計画的に関係団体と点検し、22 箇所の安全対策の内容を決定しました。また、各小学校からの要請に基づいて、緊急合同点検を 5 校実施し、6 箇所安全対策内容を決定しました。

1 3) 視聴覚センター

①交通安全教育用の媒体等の貸出

交通安全教育用教材の貸出回数は合計 9 回（DVD 4 回、16 ミリ 5 回）でした。また交通安全教育用教材の購入実績は 2 作品（児童用「あの時『ボク』は自転車で…」、一般用「運転マナーが大切 思いやり・ゆずり合いの心が事故を防ぐ」）でした。

14) 生涯スポーツ課

①学校開放・まちかどスポーツ広場の整備と充実

健康増進及び社会体育の普及振興に資することを目的に、市立の小学校、中学校、特別支援学校及び高校の体育施設を学校教育に支障のない範囲においてスポーツ活動の場として登録団体に開放しました。

平成31（令和元）年度開放施設

		小学校	中学校	特別支援学校 (高根台校舎を含む)	高校	計
全 学 校 数		54	27	2	1	84
開放 施設数	運動場 (夜間照明灯を除く)	54	20	1	1	76
	体育館	54	27	1	0	82
	プール	23	0	1	0	24
	運動場夜間照明灯	0	10	0	0	10

6. 交通安全施設の整備

交通安全施設の設置については、県公安委員会では、信号機・横断歩道・規制標識等を整備し、道路管理者では、歩道・防護柵・道路照明・区画線・カーブミラー等を整備しています。

本市では、関係機関と協力しながら、交通安全施設の整備を実施しています。

今後も、交通事故防止により効果のある施設の整備を推進し、市民の安全を図ります。

7. 決議

船橋市議会では、交通安全に関する以下の決議がなされています。

決議内容	年月日
道路交通安全都市実現に関する決議	昭和37年3月23日
青少年の暴走行為解消・暴走族の絶滅に関する決議	平成元年7月12日
違法駐車を追放に関する決議	平成2年6月20日

MEMO

【発行】

船橋市 市民生活部 市民安全推進課

〒273-8501 船橋市湊町2-10-25

TEL : 047-436-2292 FAX : 047-436-2299

E-mail : shian@city.funabashi.lg.jp